

## 大学等環境安全協議会実務者連絡会細則

令和5年7月6日制定

令和7年7月17日改正

(部門)

第1条 規約第7条に基づき設置する部門は次の通りとする。

- (1) 廃棄物部門
- (2) 安全衛生部門

(実務者連絡会プロジェクト)

第2条 規約第3条第4号に基づく活動として実務者連絡会プロジェクトを設置する。

- 2 採択された実務者連絡会プロジェクトには、プロジェクト費を支給することができる。
- 3 奨学寄附金等での配分を希望する場合には、間接経費は支給しない。

附 則

- 1 この細則は令和5年7月6日から施行する。
- 2 この細則は令和7年7月17日から施行する。